

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

新株予約権等の状況 連結注記表 個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

「新株予約権等の状況」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、
法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.hd.square-enix.com/jpn/ir/stock/shareholdersmeeting.html>)
に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

新株予約権等の状況

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

	名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	行使の条件
(1)	2008年8月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	31個	3,100株	(注) 1
(2)	2009年10月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	100個	10,000株	(注) 1
(3)	2010年8月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	150個	15,000株	(注) 1
(4)	2011年7月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	150個	15,000株	(注) 1
(5)	2012年7月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	150個	15,000株	(注) 1
(6)	2014年9月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	70個	7,000株	(注) 1
(7)	2015年7月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	100個	10,000株	(注) 1
(8)	2016年7月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	100個	10,000株	(注) 1
(9)	2017年7月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	100個	10,000株	(注) 1
(10)	2017年8月新株予約権 (ストックオプション)	399個	39,900株	(注) 2
(11)	2018年8月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	110個	11,000株	(注) 1
(12)	2018年8月新株予約権 (ストックオプション)	736個	73,600株	(注) 2
(13)	2019年7月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	170個	17,000株	(注) 1
(14)	2019年7月新株予約権 (ストックオプション)	1,114個	111,400株	(注) 2
(15)	2020年7月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	221個	22,100株	(注) 1
(16)	2020年7月新株予約権 (ストックオプション)	895個	89,500株	(注) 2
(17)	2021年7月新株予約権 (ストックオプション)	1,043個	104,300株	(注) 2

- (注) 1. 職務執行の対価として交付された新株予約権である上記(1)から(9)、(11)、(13)及び(15)の行使の条件は、以下のとおりであります。

上記(1)から(9)を保有する新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、次頁に記載の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができ、上記(11)、(13)及び(15)を保有する新株予約権者は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の地位を喪失した日の翌日以降10日間(ただし、次頁に記載の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役(上記(11)、(13)及び(15)を保有する新株予約権者については、取締役(監査等委員である取締役を除く。))の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2. 職務執行の対価として交付された新株予約権である上記(10)、(12)、(14)、(16)及び(17)の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。また、上記(10)、(12)、(14)、(16)及び(17)を保有する新株予約権者のうち、国外に居住する者については、居住する国又は州の法令に基づき、その地位の喪失後も新株予約権の行使が許容される場合、当該法令の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人(以下「相続人」という。)は、新株予約権を承継し、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が新株予約権割当契約の規定に従うことを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとし、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。

新株予約権1個の一部を行行使することはできないものとする。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

		種類 (行使価額)	行使期間	個数	保有者数	
取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	上記(1) (1円)	2008年8月22日から 2028年8月21日まで	31個	1名	
		上記(2) (1円)	2009年10月22日から 2029年10月21日まで	100個	1名	
		上記(3) (1円)	2010年8月24日から 2030年8月23日まで	150個	1名	
		上記(4) (1円)	2011年7月22日から 2031年7月21日まで	150個	1名	
		上記(5) (1円)	2012年7月27日から 2032年7月26日まで	150個	1名	
		上記(6) (1円)	2014年9月26日から 2034年9月25日まで	50個	1名	
		上記(7) (1円)	2015年7月17日から 2035年7月16日まで	80個	1名	
		上記(8) (1円)	2016年7月21日から 2036年7月20日まで	80個	1名	
		上記(9) (1円)	2017年7月20日から 2037年7月19日まで	80個	1名	
		上記(11) (1円)	2018年8月31日から 2038年8月30日まで	89個	1名	
		上記(13) (1円)	2019年7月18日から 2039年7月17日まで	137個	1名	
		上記(15) (1円)	2020年7月21日から 2040年7月20日まで	197個	1名	
		社外取締役	上記(6) (1円)	2014年9月26日から 2034年9月25日まで	20個	2名
			上記(7) (1円)	2015年7月17日から 2035年7月16日まで	20個	2名
			上記(8) (1円)	2016年7月21日から 2036年7月20日まで	20個	2名
	上記(9) (1円)		2017年7月20日から 2037年7月19日まで	20個	2名	
	上記(11) (1円)		2018年8月31日から 2038年8月30日まで	21個	3名	
	上記(13) (1円)		2019年7月18日から 2039年7月17日まで	33個	3名	
	上記(15) (1円)		2020年7月21日から 2040年7月20日まで	24個	4名	

2. 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

2021年6月25日開催の取締役会決議による2021年7月新株予約権（ストックオプション）

- ・ 交付された者の人数及び新株予約権の数
23名（当社使用人並びに当社子会社の役員及び使用人）
1,131個
- ・ 新株予約権の目的となる株式の数
113,100株（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 642,600円（1株当たり6,426円）
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
2023年6月26日から2026年6月25日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件は、上記1.（注）2. に記載のとおりであります。
（注）2022年3月31日現在において交付時より新株予約権の数が88個減少しておりますが、減少の理由は交付された者の退職によるためであります。

3. その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 20社
- ・主要な連結子会社の名称 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.
株式会社スクウェア・エニックス
株式会社タイトー
株式会社Luminous Productions
SQUARE ENIX, INC.
SQUARE ENIX LTD.
SQUARE ENIX (China) CO., LTD.
CRYSTAL DYNAMICS, INC.
EIDOS INTERACTIVE CORP.

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社Tokyo RPG Factory
株式会社スクウェア・エニックス・ビジネスサポート
株式会社スクウェア・エニックス・AI&アーツ・アルケミー
SQUARE ENIX PRIVATE LIMITED
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社Tokyo RPG Factory
株式会社スクウェア・エニックス・ビジネスサポート
株式会社スクウェア・エニックス・AI&アーツ・アルケミー
SQUARE ENIX PRIVATE LIMITED
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SQUARE ENIX (China) CO., LTD.及び北京易通幻龍網絡科技有限公司の決算日は12月末日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、12月末日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法
以外のもの により算定）

・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

- ・ 商品及び製品 月別総平均法による原価法
なお、一部連結子会社は主として移動平均法による原価法
ただし、アミューズメント機器は、個別法による原価法
- ・ コンテンツ制作勘定 個別法による原価法
- ・ 原材料、仕掛品 移動平均法による原価法
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。また、海外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～60年
工具、器具及び備品	2～20年
アミューズメント機器	3～5年

- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。
 - ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - 二. 使用権資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金 当社及び一部連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
 - ハ. 店舗閉鎖損失引当金 一部連結子会社は、閉鎖を決定した店舗等の、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。
 - 二. 役員退職慰労引当金 当社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループがサービスに対する主たる責任や価格の設定について裁量権を有していない場合には、収益を純額で認識しております。

当社グループは、報告セグメントをデジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業、及びライツ・プロパティ等事業と定め、グローバルに事業を展開しております。

イ. デジタルエンタテインメント事業

ゲームを中心とするデジタルエンタテインメント・コンテンツの企画、開発、販売及び運営を行っております。デジタルエンタテインメント・コンテンツは、顧客のライフスタイルにあわせて、家庭用ゲーム機

(携帯ゲーム機含む)、PC、スマートデバイス等、多様な利用環境に対応しています。

HD (High-Definition : ハイディフィニション) ゲームでは、ディスク媒体及びデジタル媒体により販売等を行っております。MMO (多人数参加型オンラインロールプレイングゲーム) では、ディスク媒体及びデジタル媒体による販売並びに継続課金方法等により運営等を行っております。スマートデバイス・PCブラウザ等をプラットフォームを通じたコンテンツでは、デジタル・コンテンツをアイテム課金等の方法により運営等を行っております。このほか、ゲーム配信権等の許諾に係る顧客からのライセンス収入がありません。

ディスク媒体及びデジタル媒体については、顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断できるものは一時点で収益を認識しております。顧客に未提供の要素がある場合には当該未提供の要素に対する見積売却価値を算定し、その提供に応じて当該価値相当額を収益認識しております。国内のディスク媒体の販売では、出荷時から顧客に引き渡すまでの期間が通常の期間である場合には出荷時に収益を認識しております。継続課金については、ゲームコンテンツを提供する期間にわたり収益を認識しております。アイテム課金については、顧客であるユーザが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社グループがアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、顧客の見積り利用期間に基づいて収益を認識しております。ゲーム配信権等の許諾に係る顧客からのライセンス収入については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利である場合は、一定の期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識しております。ただし、上記にかかわらず、売上高ベース又は使用量ベースのロイヤルティに係る収益は、以下の事象のうち遅い方が発生する時点又は発生するにつれて認識しております。

- ① 知的財産のライセンスに関連して顧客が売上高を計上する時又は顧客が知的財産のライセンスを使用する時
- ② 売上高又は使用量に基づくロイヤルティの一部又は全部が配分されている履行義務が充足 (あるいは部分的に充足) される時

また、海外のディスク媒体の販売では、顧客との契約において約束された対価から、将来予想される返金額を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. アミューズメント事業

アミューズメント施設の運営、並びにアミューズメント施設向けの業務用ゲーム機器・関連商製品の企画、開発及び販売を行っております。

アミューズメント施設の運営については、顧客がプレーした時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。アミューズメント施設向けの業務用ゲーム機器・関連商製品の販売については、顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。出荷時から顧客に引き渡すまでの期間が通常の期間である場合には出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

八. 出版事業

コミック雑誌、コミック単行本、ゲーム関連書籍等の出版、許諾等を行っております。

コミック雑誌、コミック単行本、ゲーム関連書籍等を紙媒体及びデジタル媒体により販売を行っております。このほか、著作権等の許諾に係る顧客からのライセンス収入があります。

紙媒体及びデジタル媒体については、顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。著作権等の許諾に係る顧客からのライセンス収入については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利である場合は、一定の期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から将来予想される返品等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

二. ライツ・プロパティ等事業

主として当社グループのコンテンツに関する二次的著作物の企画・制作・販売及びライセンス許諾を行っております。

二次的著作物であるグッズ等の販売については、顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。国内のMDの販売では、出荷時から顧客に引き渡すまでの期間が通常の期間である場合には出荷時に収益を認識しております。

二次的著作物である音楽・映像製品については、ディスク媒体及びデジタル媒体により販売を行っております。顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。国内のディスク媒体の販売では、出荷時から顧客に引き渡すまでの期間が通常の期間である場合には出荷時に収益を認識しております。

二次的著作物の許諾に係る顧客からのライセンス収入については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利である場合は、一定の期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法
・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、当社及び一部連結子会社は、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度に一括費用処理しております。また、一部の連結子会社は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年又は5年）による按分額を費用処理しております。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

ハ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

二. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を運用する予定であります。

ホ. 重要な費用の計上基準

コンテンツ制作勘定については、見込販売収益に応じて売上原価に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(デジタル・コンテンツの販売)

他社が展開するプラットフォームを通じたデジタル・コンテンツの収益の一部について、従来は顧客から受け取る額からプラットフォームの手数料を控除した純額で収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識する方法に変更しております。

(アイテム課金)

デジタル・コンテンツの収益のうちアイテム課金について、従来はアイテムに交換した時に収益として認識しておりましたが、顧客の見積り利用期間に基づいて収益を認識する方法に変更しております。

(返品調整引当金)

出版物の返品及びゲームソフトの返品等による損失に備えるため計上していた「返品調整引当金」における損失見込額については、従来は返品調整引当金繰入額及び戻入額に計上しておりましたが、返品等が見込まれる商品及び製品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しております。また、従来「流動負債」に計上していた「返品調整引当金」については、「流動負債」の「返金負債」と「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は22,271百万円増加し、売上原価は363百万円減少し、販売費及び一般管理費は21,541百万円増加し、上記の返品調整により営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ79百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は104百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(コンテンツ制作勘定の評価)

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産評価損3,838百万円、コンテンツ制作勘定96,765百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

開発プロジェクトごとに、期末において見込まれる将来販売時点の売価に基づく正味売却価額がコンテンツ制作勘定の簿価を下回っていると判断した場合には、棚卸資産評価損を計上しております。

②主要な仮定

開発プロジェクトごとに、類似タイトルの販売実績及び開発実績並びに販売市場の動向等に基づき、将来の売上高及び開発費を主要な仮定として設定しております。将来の売上高及び開発予算は投資会議により決定され、環境変化に応じて見直されております。将来の売上高は、HDゲーム・MMOにおいては平均販売単価及び販売本数（ディスク本数及びダウンロード本数）から構成され、スマートデバイス等においては平均課金単価及びユーザー数から構成されております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である将来の売上高及び開発費は、過去の実績等に基づいておりますが、リリース時の需要又は市場状況の影響を受けるため見積りには高い不確実性が伴います。将来の売上高及び開発費の変動に伴い将来販売時点の売価に基づく正味売却価額が変動することによって、翌年度のコンテンツ制作勘定の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(返金負債)

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

返金負債5,088百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当社グループの一部連結子会社は、ゲームソフトの返品等による損失に備えるため、タイトルごとに将来における損失見込額を返金負債として計上しております。将来における損失見込額は、期末時点におけるタイトルごとの市場消化率に基づき算出しております。

②主要な仮定

タイトルごとの過去の販売実績に基づき算定された市場消化率を主要な仮定として設定しております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である市場消化率は、過去の実績等に基づいておりますが、将来の需要又は市場環境等の影響を受けるため見積りには高い不確実性が伴います。市場消化率の変動に伴いタイトルごとの将来における損失見込額が変動することによって、翌年度の返金負債に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積額の変更)

当社及び一部の連結子会社は、本社オフィス及びアミューズメント施設の店舗の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、より精微な見積りが可能になったため、見積額の変更を行っております。

この見積りの変更による増加額193百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

この変更により、従来に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ3百万円増加しております。

5. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、特別利益のうち主要な項目として掲記しておりました「雇用調整助成金」は、より実態に即した明瞭な表示とするため、当連結会計年度より「新型コロナウイルス感染症による助成金収入」へ科目名称を変更しております。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「投資有価証券評価損」(前連結会計年度 449百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「関係会社株式評価損」(前連結会計年度 251百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	271百万円
売掛金	44,696百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	44,912百万円
----------------	-----------

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	122,531千株	－ 千株	－ 千株	122,531千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2021年5月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 8,119百万円
- ・ 1株当たり配当額 68円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月7日

(注) 1株当たりの配当額68円には、特別配当10円が含まれております。

ロ. 2021年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,195百万円
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 2021年9月30日
- ・ 効力発生日 2021年12月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2022年5月19日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ・ 配当金の総額 14,232百万円
- ・ 1株当たり配当額 119円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月3日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数	新株予約権の残高
2008年7月31日取締役会決議による 2008年8月新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	普通株式	3,100株	31個
2009年9月29日取締役会決議による 2009年10月新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	普通株式	10,000株	100個
2010年7月29日取締役会決議による 2010年8月新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	普通株式	15,000株	150個
2011年6月22日取締役会決議による 2011年7月新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	普通株式	15,000株	150個
2012年6月26日取締役会決議による 2012年7月新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	普通株式	15,000株	150個
2014年8月28日取締役会決議による 2014年9月新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	普通株式	7,000株	70個
2015年6月24日取締役会決議による 2015年7月新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	普通株式	10,000株	100個
2016年6月24日取締役会決議による 2016年7月新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	普通株式	10,000株	100個
2017年6月23日取締役会決議による 2017年7月新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	普通株式	10,000株	100個
2017年8月4日取締役会決議による 2017年8月新株予約権（ストックオプション）	普通株式	39,900株	399個
2018年8月7日取締役会決議による 2018年8月新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	普通株式	11,000株	110個
2018年8月7日取締役会決議による 2018年8月新株予約権（ストックオプション）	普通株式	73,600株	736個
2019年6月21日取締役会決議による 2019年7月新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	普通株式	17,000株	170個
2019年6月21日取締役会決議による 2019年7月新株予約権（ストックオプション）	普通株式	111,400株	1,114個
2020年6月24日取締役会決議による 2020年7月新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	普通株式	22,100株	221個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等市場リスクの低い商品に限定し、資金調達については金融機関からの借入によっております。為替予約取引は外貨取引金額の範囲内で行っており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、各グループ会社の販売管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金に係る取引先の信用リスクは、取引先の信用状況を継続的にモニターすることにより、リスク低減を図っております。なお、差入保証金は、主に本社及び事業所の社屋の賃借に伴う差入保証金であります。

支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日の営業債務であります。支払手形及び買掛金、並びに未払法人税等に関する決済時の流動性リスクは、毎月資金繰計画を見直す等の方法によりリスクを回避しております。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての営業取引に係わる為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約をヘッジ手段として利用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	251	251	—
(2) 差入保証金	11,028	10,774	△253

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金及び支払手形」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は66百万円であります。
3. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の貸借対照表計上額は2,408百万円であります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	251	-	-	251

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	10,774	-	10,774

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、差入額を返還までの期間及び差入先の信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

開示すべき重要な事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	デジタルエンタテインメント事業	アミューズメント事業	出版事業	ライツ・プロパティ等事業	計
国内	147,151	43,605	27,690	6,517	224,965
海外	132,503	293	1,180	6,331	140,309
顧客との契約から生じる収益	279,655	43,899	28,871	12,849	365,275
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	279,655	43,899	28,871	12,849	365,275

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

イ. 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	45,207 百万円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	44,968
契約負債 (期首残高)	10,773
契約負債 (期末残高)	13,648

契約負債は、アイテム課金に係る顧客からの前受金及び残存履行義務並びにゲーム配信許諾等に係る顧客からのライセンス収入の前受金であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、10,773百万円であります。

ロ. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、個別の契約が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,370円48銭
(2) 1株当たり当期純利益	426円82銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(子会社株式の譲渡)

当社は、2022年5月2日に、当社グループの海外スタジオ及び一部IPの売却に関し、Embracer Group AB（本社：スウェーデン）と当社間における株式譲渡契約を締結しました。

主な売却対象は、当社グループの子会社が保有するCRYSTAL DYNAMICS, INC.、EIDOS INTERACTIVE CORP.等と、一部IP（「TOMB RAIDER」シリーズ、「Deus Ex」シリーズ、「Thief」シリーズ、「Legacy of Kain」シリーズ）等です。

なお、2022年4月27日開催の当社取締役会にて、代表取締役 松田洋祐へ決定の権限を一任することを決議しております。

(1) 株式譲渡の理由

当社が2021年5月13日に発表した中期事業戦略の事業方針である「事業構造の最適化」に基づき、当社グループを取り巻く世界的な事業環境の大きな変化に向けて、経営資源をより効率的に配分し、中核事業の成長と新規事業の立ち上げを加速させることにあります。

すなわち、当社グループの事業ポートフォリオを見直し、デジタルエンタテインメント事業領域における選択と集中を一層進めさらなる成長を実現するとともに、ブロックチェーン、AI、クラウドという領域への投資を推進し、新規事業の立ち上げを加速させるものです。

上記方針のもと、当社は、CRYSTAL DYNAMICS, INC.、EIDOS INTERACTIVE CORP.等の全株式及び一部IPをEmbracer Group ABへ譲渡することといたしました。

(2) 株式譲渡の相手先の名称

Embracer Group AB

(3) 株式譲渡日

2022年7月～9月中（予定）

(4) 主な当該子会社の名称、事業内容及び当社との取引関係

名称	CRYSTAL DYNAMICS, INC.
事業内容	エンタテインメント製品の企画、開発
当社との取引関係	当社グループの子会社がパブリッシングするコンテンツの企画、開発を行っております。

名称	EIDOS INTERACTIVE CORP.
事業内容	エンタテインメント製品の企画、開発
当社との取引関係	当社グループの子会社がパブリッシングするコンテンツの企画、開発を行っております。

(5) 譲渡株式数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の所有株式数

名称	CRYSTAL DYNAMICS, INC.
譲渡株式数	100,000株（議決権所有割合：100%）
譲渡後の所有株式数	－株（議決権所有割合：－%）

名称	EIDOS INTERACTIVE CORP.
譲渡株式数	620,000株（議決権所有割合：100%）
譲渡後の所有株式数	－株（議決権所有割合：－%）

※譲渡価額は、300百万米ドルです。なお、本件が2023年3月期の連結業績に与える影響につきましては、現在精査中であります。

(6) 当該子会社が含まれていた報告セグメントの名称

デジタルエンタテインメント事業

13. その他の注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都新宿区他	遊休資産	アミューズメント機器	72
		その他	0
東京都新宿区他	処分予定資産	アミューズメント機器	7
東京都台東区、石川県金沢市他	店舗	建物及び構築物	17
		工具、器具及び備品	2
		その他	3
東京都新宿区	業務用ゲーム機器開発及び販売事業	工具、器具及び備品	0
		その他	6
合計			109

アミューズメント事業では、直営店は店舗毎に、また、レンタル店、フランチャイズ店、アミューズメント機器製造販売などは個々の事業部単位で資産のグルーピングをしております。また、事業の用に供していない遊休資産及び処分予定資産については、個別にグルーピングをしております。

上表のうち、遊休資産に関しては帳簿価額に対して市場価額が著しく下落し、かつ、今後の使用見込みが未確定なものであるため、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。処分予定資産及び店舗並びに業務用ゲーム機器開発及び販売事業の資産に関しては、投資額の回収が見込めなくなったと判断し、当該回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。なお、回収可能価額の算定にあたっては正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、合理的に算定された市場価格等によっております。

(2) 臨時休業等による損失

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、アミューズメント事業におけるアミューズメント施設を臨時休業した期間に発生した固定費であります。

14. 追加情報に関する注記

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当連結会計年度において、アミューズメント事業のアミューズメント施設運営では、緊急事態宣言の発出に伴い、一部自治体より休業及び営業時間短縮の要請がありました。それに伴い、一部の店舗において休業及び営業時間短縮を実施しております。

このため、アミューズメント施設に係る固定資産に関する減損損失の計上要否の判断及び繰延税金資産の回収可能性等について、一定期間にわたり当該感染症の影響が及ぶという仮定に基づき、会計上の見積りを実施しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 16～23年

建物附属設備 10～18年

工具、器具及び備品 5～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による按分額を費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、当社の内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

①顧客との契約から生じる収益

当社は、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、多彩なコンテンツ／サービス事業を展開しているスクウェア・エニックス・グループを統括する純粋持株会社であります。

関係会社への経営管理に係る収入及び商標使用权に係る収入が、当社の主な収益となります。

関係会社への経営管理に係る収入については、顧客へ役務を継続して提供するものであるため、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。商標使用权に係る収入については、売上高ベースで計算される収益のため、基礎となる売上が発生した時点で認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

②受取配当金

配当による収益は、配当を受ける権利が確定した時点で認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

- ② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
- 当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
- なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を運用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(関係会社貸付金の評価)

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

関係会社貸付金12,866百万円、貸倒引当金5,501百万円、貸倒引当金繰入額1,121百万円

欧州及び米州地域に関する関係会社であるSQUARE ENIX LTD.への関係会社貸付金12,866百万円について、当事業年度末において5,501百万円の貸倒引当金を計上しております。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

債権の貸倒による損失に備えるため、関係会社への貸倒引当金は、財務内容評価法に基づき関係会社の財政状態等を考慮し支払能力を総合的に勘案したうえで、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

②主要な仮定

支払能力の見積りは、金銭債権債務の他、関係会社において過去より継続して一定の収益を獲得している特定タイトルにおける事業価値及び海外スタジオ売却に伴う売却額等に基づいております。特定タイトルにおける事業価値は、当該タイトルから得られると見込まれる将来キャッシュ・フロー見積額を、現在価値に割り引いて算定しております。特定タイトルにおける事業計画に含まれる将来の売上高、事業年数及び割引率を主要な仮定としております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である将来の売上高及び事業年数は、タイトルリリース時の需要又は市場状況の影響等を受けるため見積りには高い不確実性が伴います。将来の売上高、事業年数及び割引率の変動に伴い将来の財政状態等が変動することによって、翌事業年度の貸倒引当金の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 496百万円

(2) 偶発債務

当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD.等のSONY INTERACTIVE ENTERTAINMENT EUROPE LTD.他1社に対する一切の債務につき、根保証を行っております。なお、2022年3月末現在発生している債務は30百万円(22万ユーロ)であります。

当社は、連結子会社である株式会社タイトーの株式会社三菱UFJ銀行との電子手形取引に係る一切の債務につき、7,500百万円を上限とする根保証を行っております。なお、2022年3月末現在発生している債務は、4,024百万円であります。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。

(区分掲記されているものを除く)

① 短期金銭債権	14,748百万円
② 短期金銭債務	1,537百万円
③ 長期金銭債務	2,698百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高(区分掲記されているものを除く)

① 営業収入	29,556百万円
② 営業費用	18百万円
③ 営業取引以外の取引高	229百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,122千株	1千株	196千株	2,927千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

自己株式の数の減少は、新株予約権行使に伴う株式の交付、譲渡制限付株式報酬としての株式の交付及び事後交付型株式報酬としての株式の交付による減少分であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、会社分割に伴う子会社株式に係る一時差異であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
				役員兼任等				
子会社	SQUARE ENIX LTD.	145百万英ポンド	(所有) 100	有り	貸付金の利息	64	関係会社長期貸付金(注)2	12,866
子会社	株式会社スクウェア・エニックス	1,500百万円	(所有) 100	有り	配当収入 ロイヤルティ収入等 連結納税	17,419 7,576 -	- 営業未収入金 その他(流動資産)(注)3	- 2,151 12,493
子会社	株式会社タイトー	50百万円	(所有) 100	有り	債務保証(注)4 配当収入 連結納税	4,024 4,403 -	- 未払金(注)3	- 882

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 子会社との取引については、一般取引と同様、市場価格等に基づき交渉の上、決定しております。また、資金の貸付については、市場金利を基準として個別に決定した利率を適用しております。

2. SQUARE ENIX LTD.への貸付については、5,501百万円貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において1,121百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

3. 連結納税に係る個別帰属額の受払金額については、通常の税額計算により算定されたものであります。
4. 電子手形取引につき、債務保証を行ったものであり、「取引金額」は2022年3月末残高であります。
なお、保証料の受領はしていません。

(2) 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	奥野恒人	(被所有) 直接 0.00 間接 -	当社子会社取締役及び当社子会社監査役	ストックオプションの行使 (注)1	11	-	-
	北瀬佳範	(被所有) 直接 0.00 間接 -	当社子会社取締役	ストックオプションの行使 (注)1	33	-	-
	西角浩一	(被所有) 直接 - 間接 -	当社子会社取締役	ストックオプションの行使 (注)1	23	-	-
	三宅有	(被所有) 直接 0.00 間接 -	当社子会社取締役	ストックオプションの行使 (注)1	11	-	-
	山田哲	(被所有) 直接 0.00 間接 -	当社子会社取締役	ストックオプションの行使 (注)1	17	-	-
	Philip Timo Rogers	(被所有) 直接 - 間接 -	当社子会社取締役	金銭報酬債権の現物出資 (注)2	41	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 2016年6月24日開催の取締役会決議、2017年8月4日開催の取締役会決議、2018年8月7日開催の取締役会決議及び2019年6月21日開催の取締役会決議により、付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 2018年8月7日開催の取締役会決議、2019年7月30日開催の取締役会決議及び2020年7月30日開催の取締役会決議により、付与された事後交付型株式報酬（勤務条件付）の当事業年度における金銭報酬債権の現物出資を記載しております。

なお、「取引金額」欄は、当事業年度における事後交付型株式報酬（勤務条件付）の金銭報酬債権の現物出資に係る付与株式数に時価を乗じた金額を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,109円14銭
(2) 1株当たり当期純利益	155円06銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。